

令和7年度 就学奨励費のお知らせ

西東京市教育委員会 教育部 学務課

ご入学、ご進級おめでとうございます。

西東京市では、市内にお住まいの特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、経済的負担の軽減措置として、学用品費や学校給食費などの教育費の一部を援助する「就学奨励費」という制度があります。

申請は年度ごとに必要となりますので、受給を希望する場合は添付書類をご用意の上、申請してください。

1 対象者：以下のいずれかに該当する方が援助の対象となります。

- (1) 西東京市に住所があり、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者
- (2) 西東京市に住所があり、国公立小中学校の通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒の保護者（就学支援委員会の審議を受けた方）

2 申請方法

- ◆申請に必要なもの◆ ①「令和7年度 特別支援教育就学奨励費にかかる申請書 兼 認定台帳」
②添付書類（3ページ「7 申請に必要な書類」参照）

◆提出先◆ 上の①・②を封筒に入れ、封をしてご提出ください。

1 学童クラブの育成料の減免申請をしない方			
提出先	在籍する学校	提出期限	令和7年4月30日(水)まで
2 学童クラブの育成料の減免申請をする方（「西東京市就学奨励費受給世帯」の要件のみ）			
(1)	受付窓口	学務課学務係（田無第二庁舎3階）	
	受付期間	令和7年4月7日(月)～5月30日(金)	午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く
(2)	受付窓口	臨時窓口（保谷東分庁舎地下1階会議室2）	
	受付期間	① 令和7年4月14日(月)～4月18日(金) ② 令和7年5月13日(火)～5月15日(木)	午前8時30分～午後5時

3 主な援助内容（令和7年度予定）

令和6年1月～12月の家族全員の所得額による審査の結果で、支給費目が異なります。

- (1) 支弁区分Ⅱ・・・西東京市教育委員会教育長の定めた認定基準（※1）を超えない方
（詳しくは、2ページ「4 支弁区分Ⅱに認定される目安」をご参照ください。）

支弁区分Ⅱ 援助費目	対象学年	小学生			中学生		
		1年	2～5年	6年	1年	2年	3年
学用品・通学用品費(定額)※2		11,630円	13,900円		22,730円	25,000円	
新入学学用品費(定額)※2 (4月認定者のみ対象。令和6年2月に新入学準備金を受給した方は対象外)		57,060円	—	—	63,000円	—	—
副教材費、校外活動費(宿泊あり、なし)		実費					
修学旅行費		—	—	—	—	—	実費 (上限63,000円)
卒業記念品費		—	—	実費	—	—	実費
学校病医療費		(指定疾病の治療費の額)					
通学費、交流学習交通費		実費（特別支援学級等に通う児童生徒が対象）					
職場実習交通費		—	—	—	実費（特別支援学級等に通う生徒が対象）		

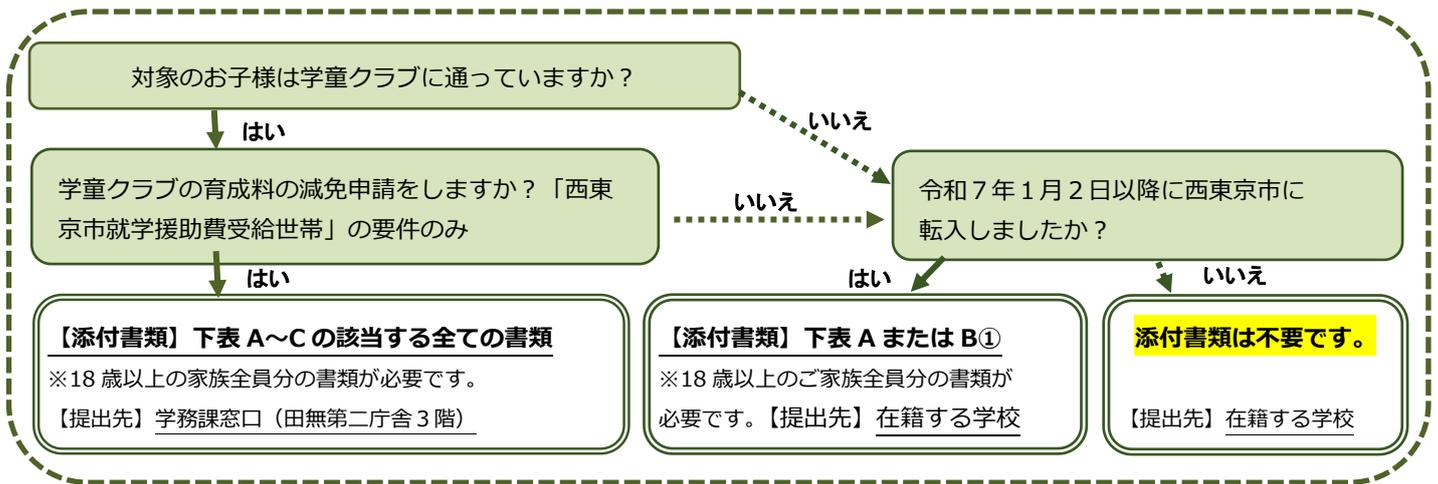
- (2) 支弁区分Ⅲ・・・西東京市教育委員会教育長の定めた認定基準（※1）を超える方

支弁区分Ⅲ 援助費目	対象学年	小学生			中学生		
		1年	2～5年	6年	1年	2年	3年
通学費、交流学習交通費		実費（特別支援学級等に通う児童生徒が対象）					
職場実習交通費		—	—	—	実費（特別支援学級等に通う生徒が対象）		

※1 生活保護基準額表から算出した需要額の2.5倍

※2 国の基準によるため、金額が変更となる場合があります。（令和7年4月時点）

7 申請に必要な書類 (コピーの提出も可能です)



【添付書類】 ※該当する書類“全て”をご提出ください。 提出いただいた書類は返却できません。

A 確定申告をした方 (1)～(3)のいずれか1つのコピーをご提出ください。	
(1) 令和6年分の所得税の確定申告書(控)	(2) 令和7年度 市民税・都民税申告書(控)
(3) 電子申告をした際の「税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したものと「令和6年分の所得税の申告内容確認票(第一表)」などの氏名、所得金額、確定申告済みであることが確認できる書類	
※確定申告の申告内容に含まれない収入がある場合は、下表Bのうち該当する書類もあわせてご提出ください。	
B 確定申告をしていない方 ①～⑤のうち、該当する書類全てのコピーをご提出ください。	
① 給与収入(パート・アルバイトを含む)がある方	「令和6年分源泉徴収票」
② 年金収入がある方	「年金振込通知書」などの受給者氏名・金額が確認できる書類(※通帳のコピー可)
③ 失業、退職、休業等により、家計が急変した方 (①～③)の、いずれかひとつ) ※産休・育休による休業等を除く。 (令和6年中の収入に関する書類をご提出ください)	(1) 令和6年1月以降に退職し、申請日現在失業中であり雇用保険を受給している方 ⇒「雇用保険受給資格者証」または「退職証明書」 (2) 令和6年1月以降に退職し、申請日現在失業中であり雇用保険を受給していない方 ⇒会社や団体等が発行した退職証明書などの氏名、退職年月日が証明できる書類 (3) 令和7年1月以降に、家計が急変した方 ⇒直近3か月分の、家計が急変したことが分かる書類(給与明細書、売上と経費が確認できる書類等)
④ 生命保険・配当・仕送り・親戚知人からの援助などがある方	令和6年1月～12月に得た全ての金額が確認できる書類(振込通知書、通帳のコピー等)
⑤ 令和6年1月以降に転入した方	転入前の自治体から令和6年1月～12月に支給された児童手当などの金額が確認できる書類(※通帳のコピー可)
C 賃貸住宅にお住まいの方 (1)～(3)のいずれか1つのコピーをご提出ください。	
(1) 都営住宅にお住まいの方 ⇒「令和6年度収入認定通知書兼使用料決定通知書」または「令和6年12月分 納入通知書兼領収証書」など ※上記の書類がない場合は、東京都住宅供給公社窓口センターで証明書の発行を受けてください。	
(2) その他の賃貸住宅にお住まいの方 ⇒「賃貸借契約書」など ※令和6年12月分の家賃額(共益費・雑費を除く)・建物名・氏名が確認できる書類	
(3) 令和6年12月以降に転入または転居した方 ⇒「賃貸借契約書」など ※申請日現在の家賃額(共益費・雑費を除く)・建物名・氏名が確認できる書類	

<注> 住民票上は別世帯であっても、単身赴任中の保護者や申請者と同居している方は審査の対象になります。

申請書の「その他の家族氏名」欄に漏れなくご記入ください。

(例) 海外赴任中の父母、同居している祖父母等

8 注意事項

- ◆申請書は対象のお子様1人につき一枚ずつ提出が必要です。2人目以降の申請は、添付書類を省略できます。
- ◆生活保護を受給されている方は、「就学奨励費」は支給対象外です。
「就学援助費」(要保護)を申請ができますので、学務課学務係へお問い合わせください。
- ◆認定は年度ごとに行います。前年度に受給された方も再度申請が必要です。
- ◆審査の結果「支弁区分Ⅱ」に認定された方で、就学援助費の認定基準でも認定になる方は、学童クラブの育成料の減免を受けることができます。
減免申請期間中に田無第二庁舎2階児童青少年課でお手続きをしてください。
- ◆口座名義等が変更になった場合、お手続きが必要です。必ず学務課学務係までご連絡ください。
- ◆以下に該当する方で、令和6年1月～12月の所得の申告がお済みでない場合は、必ず事前のお手続きをお願いします。(令和6年分の所得税の確定申告、令和7年度 市民税・都民税申告)
⇒①自営業の方 ②収入がなかった方 ③勤務先から給与支払報告書が市へ送られていない方 等

就学奨励費 と 就学援助費 の違いは？

【就学奨励費とは…】

- 「市内在住の特別支援学級に在籍する児童・生徒」と「学校教育法施行令第22条の3に該当し、通常学級に在籍する児童・生徒」の保護者が対象となります。
- 令和6年1月～12月の家族全員の所得額で審査します。
- 申請された方全員が支給対象となります。認定された支弁区分により支給費目が異なります。
- 通常学級に在籍する兄弟姉妹（公立小中学校の通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒を除く）は「就学奨励費」の対象にはなりませんので、別途「就学援助費」の申請をしてください。
(例：特別支援学級在籍の兄⇒「就学奨励費」を申請
通常学級在籍の妹 ⇒「就学援助費」を申請)

【就学援助費とは…】

- 市内在住の国公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者が対象となります。
- 令和6年1月～12月の家族全員の収入額で審査します。
- 審査の結果、収入制限等により否認定となる場合があります。
- 認定された場合は、同じ世帯の対象となる児童・生徒全員に支給されます。

お問い合わせ 西東京市教育委員会 教育部 学務課 学務係（田無第二庁舎3階）
電話：042-420-2824（直通） 電子メール：gakumu@city.nishitokyo.lg.jp